

島原宏明君学位請求論文審査報告

一 はじめに

島原宏明君が提出した学位請求論文『企業会計法の展開と論理』は、商法と会計の境界領域に関わる最難関のテーマばかりを取り上げた論文集である。内容とされた題材については、商法と会計のいずれの領域からの検討もなされてはいるが、どちらの領域からの検討もいわばそれぞれの専門に特化した一方的な検討に終わっていきらいがあり、法と会計の双方を視座に据えて研究を行うという方法が必ずしも採用されてはいなかったという状況であった。島原君の研究は、この企業会計法とも称せられる学問分野について、法と会計の双方を正面に見据えて研究を行うことの重要性を論じると共に、企業会計法の将来の姿をも模索して行くこととするものであり、各章を構成するいずれの論文もきわめて意欲的な内容となっている。ここに収められた

各論文は、企業会計法の基礎法理を求めたものから、その具体的問題点の検討を行ったものまで含め総頁数三六八頁（二〇〇字づめ原稿用紙約一九〇〇枚）にも及ぶものであり、島原君が研究者を志して以来二十年以上にわたる研究の集大成ともいえるものである。境界領域であるがゆえに法と会計の双方に通じた研究者の数は少なく、とくに商法学者としてこれを研究の対象とする者は数名しかいないという状況の下で、そのことのゆえに深遠な議論が充分になされてきたとは必ずしもいえなかった分野に果敢に切り込んだ論文集であるといえる。さきにも述べたように、境界・重複分野であるがゆえに、どちらの分野からも詳細な検討はあるものの、逆にそのせいか独り善がりのな検討に終始する傾向の強い研究が多かったのに対し、島原君の研究は、両分野に対する深い学問的造詣を基礎としたものであるため、いずれの論文もきわめて説得力の強いものとなっている。

提出された学位請求論文の構成は以下の通りであり、第一章から第八章までの論文の部、第九章から第十四章までの判例研究の部から成っている。

第一章 会計規範と法規範—会計学と商法学の交錯をめぐって

て―

第二章 継続性の原則と商法―立法と学説の変遷をめぐる

て―

第三章 継続性の原則の本質―商法の立場から―

第四章 減損会計基準と商法

第五章 違法配当金の返還義務

第六章 商法における計算書類開示制度の意義

第七章 商法における時価会計の意義

第八章 「継続企業の前提」に関する監査をめぐる商法上の

問題点

第九章から第十四章 「会社の計算」に関する判例研究

以上のように、形式的には論文八点および判例研究六点から成り立っている。それぞれの章が、さまざまな次元のテーマを扱っているのに加えて、さらに種々の角度から考察を加えることにより、単なる境界領域についての紹介ではなく、総合的・立体的な学問分野としての企業会計法を指摘したものとなっている。

二 本論文の内容

(一) 第一章「会計規範と法規範―会計学と商法学の交錯をめぐる―」では、本論文の最重要の課題ともいえる、

会計学と商法学の相互関係が明確にされてくる。ここでは、島原君の企業会計法の基本理念が示されており、本章が論文全体の総論としての位置づけとなっている。会計規範を法規範との対比を通して、その本質・機能の面から分析を試みるものである。

その際、島原君は、企業会計の沿革から始める。この検討により、企業会計は、その初期においては各企業者の私的利益のために考案されたものであったが、社会の発展にともなう、企業がさまざまな利害関係者と密接な関係を有するようになった結果、一定の社会的規制が必要とされることになり、さらには会計規範の実効性の確保のため、成文法において是国家権力による強制力という裏づけのある法規範化の方向に向かったことが明らかにされた。そしてその結果、会計規範と法規範の関係が問題となると指摘するのである。

そこでまず、島原君は、田中耕太郎博士が『貸借対照表の論理』において提起された「法が会計に対して優越する」との主張をめぐる一連の議論を中心として、この問題についての学説史的な整理を行う。結局、この論争は、矢沢惇教授により、両者の相互依存的関係が明らかにされることによって止揚されることとなるが、島原君は、商法を

一私法ととらえ、「法の目的」を私人間の自由な関係をマクロ的視野から強行法的に保障するところに求める以上、企業を取り巻く複雑な環境の中で種々の機能を期待される企業会計という領域において、法が優越的地位に立ち指導的役割を果たすものではないとする。

こうした学説史的検討を踏まえ、さらに本題ともいえる企業会計に対する法の関与の歴史・あり方を探ろうとする。利害関係者にとっては、企業の評価のためのデータとしての適正な内容と表示を持った貸借対照表および損益計算書が必要であるのに対して、作成者たる経営サイドは、自己の正当化を図るためや、融資を受けるため等の動機から、ある種のアレレンジを行おうとする場合があり、また、自己の責任が現れるのを防ぐため等の理由から一般にディスクロージャーについても消極的であって、法規範化を好まない傾向がある。作成者自身が対立図式の一方の当事者であることから、外部の利害関係者保護のため、法が直接に干渉する必要があり、また信頼性の確保のために外部監査人による監査が求められることとなる。

法は権利・義務という次元における評価の基準であるのに対して、現在の会計学の領域における会計規範は、会計特有の社会的ルールによって裏づけられた種々の行為規

範・社会規範を指し、これにはさまざまな次元のものが含まれる。すなわち、会計規範は企業の財政状態および経営成績に関する事実を把握し表示するための技術に基づくものであり、利害関係者にとっての有用性という面から、「相対的な真実性」を持った測定・表示を求めるための当為の体系を指す。たとえば資産の評価における取得原価主義と時価主義についてみると、それぞれの方法は事実の把握はこうすべきであるという次元の問題であるから、法のレベルの問題ではないのに対して、いずれの方法を採用すべきかという次元では、会計理論上の規範であると同時に、たとえば株式会社制度上の政策によって法規範としての地位を持ちうる。そもそも、行為規範が裁判規範化するのはいそれが守られないことによる社会的な秩序の喪失の程度が大きく、国家権力が強制力をもって介入する必要がある場合であり、私法の領域では、当事者間のバランスの調整に国家による強制が必要な程度にいたった場合であるから、会計規範の中には法規範性を併せ持つ必要のあるものといえるものがありうる。こうした島原君の分析により、今まで、きわめて漠然と頭の中で理解していた会計規範と法規範の関係が、すっきりと整理され説明されることとなる。

さらに島原君は、利益衡量の体系としての商法会計において利益衡量の対象とされるべき当事者は、会社（ないしは所有者としての株主）と会社債権者であるが、「所有と経営の分離」の生じている会社においては、これに加えて株主と取締役とが経営委任という対立的地位にあり、この観点からの利益衡量が必要であると同時に、開示される計算書類の真实性の確保のために必要とされる外部監査の担い手としての会計監査人との間の利益衡量も要求されると、きわめて興味深く分析し指摘する。

その上で、①商法上の会計制度は会計規範全体に対して重要な役割を担っているが、あくまでもフレームワークを確定するものでしかないこと、②商法の規定は強行法に属するものが多いが、その中でも効力規定に属するものに違反した場合には、その法律行為が無効とされることになるから、商法の計算規定の中のそれに反すれば、貸借対照表および損益計算書の確定という団体法上の法律行為が無効ということになること、③それに対して、命令規定に反した場合には、取締役等の善管注意義務ないし忠実義務に違反することとなり、損害賠償責任が発生する可能性があること、④さらに、法規範化されていない行為規範・社会規範であっても、要求される注意義務の程度の基準として機

能しうるものであるから、会計規範が法規範性を持たない限り、無意味なものになるわけではなく、会計規範の法規範化が進みすぎれば、企業会計の技術の進歩への対応を遅らせることになるといった点を指摘し、このような両規範の関係からすれば、包括規定による両者の関係づけを首肯することができるとの結論を導いている。

沿革研究を基礎として、会計学と商法学、あるいは会計規範についてその法規範との関わりを段階的（規範性に応じ）に論じたというものであり、ここまで詳細に分析的に両者の関係を論じた業績がほとんど見られないだけに、この一章の論文だけでさえも大なる評価がなされるべきである。そもそも、この両者の関係の把握こそが、あらゆる解釈論上の問題解決の基礎となるものであるからである。

(二) 第二章「継続性の原則と商法―立法と学説の変遷をめぐって―」および第三章「継続性の原則の本質―商法の立場から―」は、商法会計と企業会計（証取法会計）の交錯領域の問題の中で最重要課題である継続性の原則を取り上げたものである。

第二章は、トライアングル体制と呼ばれるわが国独特の会計制度の下で、証券取引法会計と商法会計の間における議論の中で具体的に論争の対象となった「継続性の原則が

商法上も強制されるか否か」というテーマについて、立法史のおよび学説史的観点から、論争の行われた時代ごとに詳細な観察を行い、考察を試みるものである。第三章において検討される継続性の原則の本質論の検討に当たっては基礎作業としての意味を有している。

ここでは、すでに議論がなされなくなったテーマを取り上げて詳細に整理することにより、その議論の背後に次のような図式があったものとの結論が示されている。すなわち、もともとこの議論は会計学者と商法学者の間の対立という図式において行われてきたものではないこと、およびこの争いは、期間損益計算に内在する理論的要請ないしはそれに付随する政策的要請としての継続性の原則を模索する会計理論と、実務上の不利益の面から会計理論通りの企業会計制度に抵抗する経済界の要請という異なる次元の間の綱の引き合いという背景を持つものであり、会計実務と会計理論との間の相克が、広範な適用対象と、強制力の裏づけとなる種々のサンクションを持つ商法の次元で顕在化したものとみることができることの二点を指摘したものである。そして、ここでも、従来ほとんど論ぜられることのなかった歴史的事実を明らかにすることにより、第三章の議論へと橋渡しをして行く。

第三章「継続性の原則の本質―商法の立場から―」では、会計理論上、正規の簿記の原則とともに企業会計の目的たる真実性の原則を支えるものとして位置づけられている継続性の原則が商法上も認められているか否か、という会計規範と法規範とが交錯する具体的なテーマの中で最も大きな争点について、否定説の論拠の個別的な検証を通して、商法における「継続性の原則」の理論上の明確化が試みられている。

この章における島原君の視点の特徴のひとつとして、継続性の原則が意味を持つ前提として、一般的に承認されているものと思われる「経理自由の原則」に対する批判的な立場を挙げることができる。この原則は、一般に認められた会計基準がすべての企業の会計に適用されるものであるため、一つの会計事実について、できる限り二つ以上の会計処理・報告の手續や方法を認めておき、企業の業種、規模、会計方針、企業をめぐる諸事情等に照らして選択適用ができるような配慮がなされているものといわれているが、島原君は、複数の会計処理方法が認められているケースを個々に検討した結果として、その大半はこのようなポリシーによる積極的なものというわけではなく、むしろ複数の会計処理の選択を認めているために生ずる弊害の方が大きい

いと指摘している。さらに島原君は、具体的に、有形固定資産の減価償却について、「定率法から定額法に変更する」というような表現はレトリックに過ぎないものと喝破する。そもそも、固定資産の減価償却のような場合には、特定の資産について、それが収益に貢献すると予測される期間全体を通して適用してはじめて定額法であり定率法であるといえるのであり、途中で変更したとすれば、どちらでもない方法が採られたことになるからであるとする。

最後に、実務上、会計方針の変更が非常に広い範囲で認められており、継続性の原則が骨抜きにされているという事実からは、(特に)成文化された規範というものが両刃の剣となる怖さを見ることができるとの指摘を行っている。つまり、本来、法はフレームワークを画定しているだけであるから、商法に違反しない限り、企業はどのような会計処理を行ってもよいというものではないが、反対解釈によって、正当な理由のない変更とさえ評価されない限りは、自由に変更できるというお墨付きが与えられたかのごとき錯覚を起させることになってしまうというのである。まさに、商法学と会計学に通じた島原君をして初めてなし得る極めて的確な評価であり、説得力のある指摘である。

(三) 第四章「減損会計基準と商法」では、まさに最近時

問題とされている減損会計について、商法学との関連性を論じている。現行商法は、固定資産の評価について、原則として取得原価主義を採用した上で、各会計期間における減価償却を強制しているが、資産の帳簿の残存価額が予定外の原因により適正なものでなくなった場合には、当該固定資産の状況に応じた損失を計上し簿価を引き下げるべきものとしている。この簿価の引き下げの処理が「減損」と呼ばれるものである。この処理についての規定は昭和三七年改正までさかのぼることができるが、従来は具体的な減損の認識の方法等についての基準がなかったため、実際には行われていなかった。ところが、近年になって IAS や FASB がこれについての基準の整備を行ってきたため、これに対応して、わが国においても、企業会計審議会が平成十四年、「固定資産の減損に係る会計基準」と「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を発表した。本章では、商法の立場から、その内容を吟味すると同時に、減損会計基準自体の位置づけについても言及する。

減損は、当初、投資の始点で見込んでいたキャッシュ・フローが、投資を続行していく途中で、当初の見込み通りに回収されていないことに基づく使用価値の低下に起因するものであり、時価会計とは異なるものであるところ、減

損会計基準は、当初商法が想定していなかった市場価格等の交換価値の要素を含めて認識している。島原君は、これに対して、商法の立場でも理論上、問題のないところであるとの結論を示す。また、減損会計基準が、その範囲に含めている土地について、減価償却の対象とならないため減損の対象ともならないという一部の考え方に對し、土地・不動産についても、収益獲得能力のかたまりである点では、他の固定資産とその資産性になら差はなく、内的外的な経済的事象に起因する不適応化の対象として減損を認めるべきであるとの鋭い主張を展開している。

さらに、企業会計審議会や民間の委員会から公表される種々の会計基準と商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」との関係について、特に、企業会計基準委員会のようなブライベート・セクターによる会計基準の設定はより困難な問題を提起するが、島原君は、近年における、いわゆる会計ビッグバンの下では、企業会計原則を中心とする、会計側から提示された会計規範が、商法に対して指導的な役割を果たしているという評価が肯定されることは、減損会計基準をはじめとする会計基準の法社会学的な機能を暗示しているように思われると指摘する。すなわち、日本の法意識では、条文として成文化された規範に対して權威を認

める傾向が強く、そのため、「会計基準という言葉は、わが国では明文化されたものを想起させ」てしまうということになりがちであるが、反面、このような状況下では、（特に減損会計基準の内容が商法の立場からしても妥当な所にあることからして）この基準が、その内容に沿った「公正ナル会計慣行」を作り出すという形で、法的意味を持つことになるものとの予測を示している。減損会計については、今のところ、商法学者の中でこれを取り上げて論じた者はごくわずかである。このまったく新しい課題に対してもいち早く法的視点からの検討を加え、さらには会計規範のあり方までをも射程に入れてこの問題を論ずるなど、卓越した内容のものとなっている。

四 第五章「違法配当金の返還義務」は、純粋に商法学における解釈論上の問題を扱っている。とはいえ、その根本には、違法配当が行われた場合において、会社ないし社債権者の利益と、株主の利益とをどこで調和させるかという政策的利害調整の問題があり、この問題解決にあたっての解釈態度は、すでに述べてきた島原企業会計法全体の考察の中での具体化の一場面といえる。

商法は、配当可能限度額を定めた上（商二九〇条一項）で、これに対する違反に対しては、会社債権者が、配当を

受領した株主に対して、それを会社に返還するよう求めることが認められている(二項)。配当可能限度額を超える配当を行うという内容の株主総会決議は、強行法規に反するものとして無効となるが、その場合、会社と既に配当金を受領した株主との間には不当利得の關係が生ずる。さらに取締役が商法二六六条一項により会社に違法配当額を弁済した場合には、会社が株主に対して持っていた不当利得返還請求権を取締役が代位取得することになるが、昭和二五年の改正で設けられた商法二六六条ノ二により、善意の株主に対しては求償できないことが条文上明らかにされた。ただし、会社自身または債権者からの返還請求については、その相手方となる株主の範囲に関しては特に規定されなかった。本章では、それが悪意者に限られるか否かという議論が扱われている。

島原君は、商法二六六条ノ二の求償権の法的性質が弁済者の法定代位権の一種であって、ただ、その範囲が悪意の株主に限定されているものとする見解を批判し、善意の株主が取締役からの求償に応じた場合でも取締役の不当利得にはならないはずであることを根拠として、弁済をなした取締役に対しての権利濫用や信義則違反を内容とする抗弁権が善意の株主に与えられているものとの新しい見解を提

示している。その結果、会社または債権者からの請求に対しても、善意の株主に同様の抗弁権が認められるか否かという問題に対しては、この両者間では、権利濫用や信義則違反という關係が生じないことから、これを否定する。他の章の論文と比較して細かい論点とも思われるが、それさえおろそかにせず、自らの立場を打ち立てて行くという真摯な解釈論者としての姿勢が見て取れる。

(五) 第六章「商法における計算書類開示制度の意義」では、商法と証券取引法が、各々規定を有する開示(デイスクロージャー)制度について、その商法における意義を証券取引法のそれと比較しながら、分析を試みる。諸外国の制度では、どちらか一方だけが開示制度を持つか、あるいは一方に大きく偏在しているのに対して、わが国の場合には、並列的に制度が存在するため、両者の關係を明確にしておくことに大きな意義があると考えられるからである。特に、すべての株式会社を対象とする商法と、上場会社を対象とする証券取引法の法律自体の目的の違いが、それぞれの開示制度を異なる法理に基づくものとしている可能性についての検討が必要とされる。島原君は、証券取引法と商法との關係について、両者が特別法と一般法の關係に立つとする近時の流行ともいえる一般的な理解に疑問を示し、

証券取引法は社会法的要素の強い法律として位置づけるべきこと、さらに両者の目的の違いに応じて、開示制度の目的も異なることとなる旨の見解を提示している。

商法の企業開示制度を、準則主義・有限責任の代償としての「公益」確保のためのものとして位置づけて一元的な構成を採る説に対しては、本来の意味の公益ではなく、不特定多数の利害関係者の「私益」に過ぎないものとして否定的な見解が示されている。そのうえで、それぞれの法における利益衡量の対象となる、利害対立（コンフリクト）の当事者を明らかにすることによって、開示制度の本質を考察する必要があると主張する。

今日、商法における計算規定の目的には、配当規制と開示の二つがあるものと理解されているが、前者は株式会社をめぐると立図式の中から、株主と債権者の間の対立的な関係の調整を図ろうとするものであるのに対して、後者は、「所有と経営の分離」によって顕著になった、計算書類の実質的な作成者と、会社をめぐると利害関係者との間の対立的関係という複雑な関係についての利益調整の必要性と強く関わっており、商法の担当するフレームワークの場の拡大と理解すべきであるとの結論に至っている。単に流行に追随するのではなく（流行は、商法と証券取引法の一元

化）、それぞれの法の有する目的を正面から見据えるという態度（ただ、その具体化の作業として、両法の具体的な開示項目の異同が示されることも必要であったと思われる）は、混沌としてしまった商法の全法体系の中における位置づけを、再び認識させるための好個の論文となるはずである。

（六）第七章「商法における時価会計の意義」では、平成一年の改正によって、商法上も金融商品について認められることとなった時価会計についての考察がなされている。

わが国の商法における企業会計制度は、昭和三七年と昭和四九年の改正により、取得原価主義を基礎とした体系を採用していたが、平成一年に企業会計審議会による「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表に合わせて、商法もこれを取り入れたものである。島原君は、昭和三七年と昭和四九年の改正により商法が採用したところの損益法主義において資産評価方法の中心をなす取得原価主義は、誰が測定しても同じ結果を導けるため、恣意的な評価を防ぐと同時に、手間や費用がかからないというメリットを持っているが、損益法主義が取得原価主義とのみ結びつくというものではないとの前提に立ち、商法における企業会計制度が配当規制を主たる目的とする体系を採用

していることによつて生ずる次のような弊害を指摘する。すなわち、収益の把握が実現主義によるため、保有する資産の時価が徐々に上昇してきた場合にも、売却時に一遍に利益を計上することとなり、保有していたことに対する利益の把握ができず、かえつて「益出し」が行われる原因となつていると同時に、資産の時価が下落した場合には含み損が生じ、それを抱えたまま配当が行われる危険があることとの二点である。時価会計が採用されることとなつた本質的な理由は、このような従来の資産評価方法の欠点にあり、また、その直接の契機はグローバル・スタンダードへの対応にあり、商法上もこの方向性は肯定せられるべきであるとするが、ただし、証券取引法と商法の本質的相違からして、常に商法会計が証券取引法会計に引きずられて行くべきものではないとの危惧も表明されている。さらに、理論的にも、現在の時価会計は、完結性を持ちえず、取得原価主義の補充という役割を果たすしかないといった限界が、時価会計には存在すると指摘している。

そして最後に、会計の手段性およびその時々の社会のニーズに応じた会計基準の採用の必要性と、わが国の商法のドイツ的な体系との不整合が根本的な問題として存在しており、そのため、平成一年の改正も商法の枠を広げる

ための作業として行われたものといえるとの指摘がなされる。世の中で、「時価会計」、「グローバル」の語が濫立している時代にあつて、冷静にかつ論理的に、時価会計の本来有する意味を的確に論じることと同時に、企業会計のグローバル化に対し、なにがなんでも追隨して行くことの危険性を鋭く指摘したものであつて、一つの大きな警鐘になるものと思われる。

(七) 第八章「継続企業の前提」に関する監査をめぐる商法上の問題点」では、これもごく最近時に話題とされた監査の問題にまで議論を進めている。商法上の機関権限との関わりから会計監査人の継続企業の前提に関する監査の問題を取り上げている。

現在採用されている企業会計の方法の多くは、前提として、企業が半永久的に存続するという仮定(ゴーイング・コンサーン)を置いている。これはあくまで仮定に過ぎないのであるが、従来のわが国の企業会計は会計規範に従つて計算書類(財務諸表)が作成されることだけを想定しており、会計監査人や監査役による会計監査もまた、その標準性を検証するものにすぎないのに対して、実際に会計情報を利用する者は、監査人が関わっているのであれば企業財政は健全であり、その企業は継続企業であると考えがち

であるため、その間に「期待ギャップ」が存在することとなる。このギャップを埋めるために『「継続企業の前提」に関する監査』が必要とされる。しかしながら、平成一四年一月二五日の「監査基準の改定に関する意見書」の公表に至るまでの議論は、わが国特有の証券取引法と商法の二本立ての監査制度には考慮を払っておらず、商法監査特有の問題には言及していないため、商法が画定している強行的なフレーム・ワークの中に納まりきれぬか否かというきわめて重大な問題が残されている。本章ではこのような問題意識の下で、『継続企業の前提』に関する監査についての考察が行われている。

「意見書」では、『継続企業の前提』に関する監査についての基準が導入された理由は、企業破綻の事例が相次いだことにもなつて社会の期待が存在する上に、グローバル化に対処するためであると説明されているが、島原君は、このような基準の導入は、『継続企業の前提』を単なる仮定からある種の「保証」に変更するものであり、会計情報の有用性の確保という意味ではベターであるとの認識を示しながらも、これを「会計監査」の枠組みの中で扱いうるか否かという問題は検討しておく必要があるとする。

また、『継続企業の前提』に関する監査を行うために必

要とされる監査手続については、企業会計のルールに対する準拠性の検証ということ自体が、もともと単なる「照合作業」を意味するのではなく、被監査会社の存続能力の評価は監査意見表明の前提事項の一つであつて、通常の監査手続の過程で考慮されるべきものであるから、まったく新しい義務を課すものではないと説明されており、被監査会社の存続能力を監査意見形成における一つの必須の考慮事項と考えれば、監査の本質に変化はないことになる。しながらも、経営者が当該状況についてどのような認識を持ち、どのように対応しようとしているかを検証し、かつ状況を改善しうる要素も考慮に入れるということになると、これをして純粹な会計監査とは呼べないのではないかとの疑問を提示する。

さらに、『意見書』においても、監査人の責任はあくまでも、二重責任の原則に裏づけられたものであると説明されているが、これは報告の際の形式だけのことであつて、本来の「二重責任の原則」とは異なるものではないかとの問題も提起されている。これは、監査人は事後的な「検査」ではなく、経営者と並列的に判断を求められているためである。

このような分析の結果として島原君は、商法監査の場合

には、この監査においては従来会計監査人に与えられている権限の範囲に納まらない可能性があるとす。会計監査人は現行法上、株式会社機関として位置づけられており、商法特例法二条の規定からしても、会計についての事後的な「検査」を職務とする会計監査人に業務監査を行う権限はないはずであるから、もし「継続企業の前提」に関する監査に業務監査の要素があるとすれば問題であるとして、「意見書」の内容を具体的に吟味したうえ、商法上重大な問題を含んでいることを指摘し、さらに株式会社における機関権限の分配は株式会社法の根幹に関わる問題であるから、なし崩し的な制度の変更は許されるべきではないと結論づけている。慶應商法学の伝統を受け継いだ機関権限論を基礎として、グローバル化から発した新たな監査論への挑戦を試みる態度には、読んでいて小気味よいほどのものがある。

(八) 第九章から第十四章までは、第八章までに島原君が論じてきた、企業会計法学の根本的な考え方の具体的な表現としての判例研究である。第九章「代表取締役が株主総会を開催せずして定款を変更したり役員報酬を取得し、かつ会社の帳簿・書類を秘匿するなどの不正行為をしていることを理由として為された検査役選任の申請が却下された

事例（仙台高裁秋田支部昭和五四年一月二日決定）、第十章「更生会社の代表取締役が売買の形式をとる土地の売渡担保による収入を売上と計上した行為につき忠実義務違反がないとされた事例（札幌地裁昭和五四年五月八日決定）、第十一章「合併に際して閲覧に供すべき相手方会社の貸借対照表は原則として前期の決算貸借対照表で足りるとし、また合併比率の不当不正自体は合併無効事由とはならないとした事例（東京地裁平成元年八月二四日判決）」、第十二章「貸借対照表の棚卸資産欄の虚偽記載と取引の開始・継続との間に相当因果関係がないとして、取締役等の商法二六六条ノ三第二項の責任が否定された事例（山口地裁平成三年四月二五日判決）」、第十三章「有限会社の財務諸表の任意監査において、監査人が経理部長の不正行為を発見できないまま無限定適正意見を表明したことが、監査契約上の債務不履行に当たらないとされた事例（日本コッパース事件控訴審判決）（東京高裁平成七年九月二八日判決）」、第十四章「電磁的記録である総勘定元帳ファイルが破産法三七四条三号にいう「商業帳簿」に含まれるとされた事例（最高裁平成一四年一月二二日第三小法廷判決）」である。

それぞれ様々な次元の判例が取り上げられている。たと

えば第十章は、取引の形式が実態と異なる場合に形式に従った会計処理によって生じた損害について代表取締役の責任が問題となった事例である。島原君は、商法二六六条一項一号の解釈を展開するとともに、法人税法と商法の体系的関連性を明らかにすることによって判旨に一部賛成とする判例批評を行っている。また第十二章は、取締役等の商法二六六条ノ三第二項の責任が問われた事例であるが、財務分析の数値についての意味づけの誤りの指摘や、その対象が間接損害に限定されるか否かといった問題が取り扱われている。さらに、第十三章は、センセーショナルに取り上げられた「日本コッパース事件控訴審判決」と呼ばれる判決についての判例批評である。ここでは、外部監査人による任意監査の意義が正面から取り上げられている。任意監査の「任意」とは法律による強制ではないという意味であって、その内容を当事者が自由に決定できる意味ではないと。

三 本論文の評価

冒頭にも述べたように、本論文は、企業会計法の本質なしいしはあり方を求めようとするものであり、その中心は、法規範と会計規範の相互関係、より広くは商法と会計の相

互関係の解明にある。各章を構成するそれぞれの論文は、すべてこの相互関係の解明のために向けられており、それぞれの論文の間に一切の齟齬は見られない。すなわち、第一章で沿革研究により裏づけされ検討された法規範と会計規範の相互関係を基本として、第二章以下の論述へと見事に結実して行くのである。すでに述べたように、ここまで詳細に分析的に両者の関係を論じた業績がほとんど見られなかっただけに、この指摘だけでも充分な価値が認められる。

第二章以下の論文についても、それぞれ高い評価を与えることができ。「継続性の原則」に関する論文では、会計規範が法規範化された場合の危険性の指摘は圧巻である。従来の会計学者は、会計規範が法規範化されることを望むという一般的傾向があったが、かえって法規範化により、正当な理由のない変更とさえ評価されない限りは、自由に変更できるというお墨付きが与えられたかのごとき錯覚を起こさせることになってしまふとの指摘であり、この指摘は、計算規定の省令委任が行われつつある状況を考えると、これからの商法と会計のあり方の模索に当たっても極めて示唆に富むものである。会計との関わりにおいて、一体、法はどこまで関与すべきなのか。「減損会計」に関して、

同様の鋭い指摘がなされている。会計ビッグバンの下では、会計側から提示された会計規範が、商法に対して指導的な役割を果たしているという評価がなされるが、このことは減損会計基準をはじめとする会計基準の法社会学的な機能を暗示しているように思われるとの指摘である。そのような見方に対する賛否は別として、島原君の的確な指摘は読む者をして納得させる十分な説得力がある。さらに「計算書類開示制度」に関する論文においては、商法と証券取引法の相互関係という根本的課題が提起されている。ここでも、すでに指摘したように、最近の進歩的商法学の考え方に流されることなく、慶應商法学の伝統に基礎を置いた商法学の考え方を貫いている。単に流行に追随するのではなく、それぞれの法の有する目的を正面から見据えるという態度は、混沌としその行方さえ不明となりつつある商法の全法体系の中における足場をしっかりと確保するものである。さらにこうした基本的な立場は、「時価会計」や「継続企業の前提に関する監査」についての論文においても明らかにされており、商法学および会計学として時価会計をいかに正當に位置づけ得るか、また商法学および監査論との関わりにおいて、会計監査人の監査権限を現在のグローバル化の中でいかに位置づけるべきか等について、解釈論

上・立法論上の課題を見事に論じている。

このように見てくると、いずれの論文においても、商法学と会計学、商法会計と証券取引法会計の相互関係が問われており、伝統的な商法学の基本的な考え方に立ちながら、法規範がいかなる範囲で会計に口を挟んで行くべきかを求めることに集約しているといえる。このことはすなわち、法の役割とその限界を見事に区分けして論じているのである。島原企業会計法の真骨頂はここにあるといっても過言ではないであろう。従来、ほとんどこのような祝座からの研究は存在しなかっただけに、学界に対する寄与はきわめて大きいものと言わなくてはならず、ひとり商法学に対してだけでなく、会計学に対しても大なる影響を与えることになればとの期待さえ抱くものである。

以上は、本論文の内容的な特色および特筆すべき優れた点についての指摘であるが、さらに島原君の研究手法においても輝くものがあることは示しておかなくてはならない。それは、いずれの章も、きわめて精緻かつ周到な沿革研究を基礎に置いているという点である。取り上げられた題材は、非常に古くからの議論の対象とされたものから、ごくごく最近の問題まで種々ではあるが、その題材の検討に当たっては、いずれも制度の沿革をまず探るところから始め、

これを基礎として解釈論やさらには将来の立法論にまで及んでいるという点である。具体的にも、最も新しい課題とされる「時価会計」に関しても「企業会計制度と取得原価主義」から説き起こすという手法を採用しているし、これもまた最新の課題である「減損会計」に関しても従来からの商法における考え方や公正なる会計慣行との関わりにおいて論ずるなど、その研究方法は実に手堅いものである。

新しい題材であれば、本来沿革研究とは無縁のままでも一応の検討をなし得ないわけではないが、島原君は、決して労を厭わず、面倒な沿革研究を行うことにより、より説得力を増した地道な研究者としての態度を貫いているのである。その意味で、今後、企業会計法に関わる研究に当たっては、その研究方法と示された研究成果に関し、必ずや参照しなければならぬ研究として島原君の本論文が取り上げられることは疑いのないことである。

このようにして、本論文の直接的なテーマの解決は完結し得たとしても、本論文には今後に残された若干の課題がないわけではない。それは、きわめて最近時の課題ともいえるが、企業会計の世界では、個別の企業会計から企業結合を念頭に置いた連結会計へと中心が移りつつあるところから、これに対する島原企業会計法学が期待されるという

ことである。すでに証券取引法に基づく企業会計では、連結主・個別従の企業会計が行われているところであり、いずれば商法会計も大きくそうした方向に向かうであろうことが予想されるのであり（一部は連結計算書類が導入されはしたが）、企業会計法の専門家としての島原君の責務として、なるべく早い時点で連結会計さらには企業結合会計に関する基本的な考え方を示さなくてはならないものと考えている。そして、さらにあえて付け加えるとすれば、公開大会社と非公開大会社のガバナンスとディスクロージャーに関する島原企業会計法観も近い将来において明らかにしてもらいたいという希望があるという点である。近時の傾向にあるように、政府が大株主として資本参加する非公開大会社に対する政府の関与について、国民の公的資金が政府を通過して多額に投下されている以上、有限リスクを負担する株主としての政府に対する開示で済まされるか、政府の背後にいる国民に対する非公開会社のディスクロージャーはどうなるのかといった問題である。企業会計法の枠を超えた壮大な議論へと発展する大問題であるが、島原企業会計法学からすればいかなる結論に到達するかはきわめて興味深いところであろう。

ただ、こうしてあえて掲げてきた批判や希望も、島原君

の力をもってすれば完全に克服し得る課題であり、島原企業会計法学の完成に向けて生涯をかけて研究・検討して行かなければならない事柄であろう。われわれ審査員一同は、そうした期待を込めてあえて壮大な課題をも指摘するだけであって、このことによって本論文の価値が減ずるなどということは一切考えられない。よって、われわれ審査員一同は、島原宏明君が提出した本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇〇四年三月四日

主査 慶應義塾大学法学部教授 宮島 司
法学研究科委員法学部博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 加藤 修
法学研究科委員法学部博士

副査 慶應義塾大学商学部教授 黒川 行治
商学研究科委員博士(商学)